

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		陽の出団地集会所		
施設の所在地		岩国市美和町生見103番地47		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	陽の出団地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数133人 利用件数9件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		北中山交流館		
施設の所在地		岩国市美和町北中山1121番地		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		伝統芸能、スポーツ等をととして、市民の広域的交流、地域の活性化、市民文化の向上及び福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	北中山地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、伝統芸能の継承や地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数507人 利用件数27件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		北門ふるさと交流館		
施設の所在地		岩国市美和町釜ヶ原378番地1		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		伝統芸能、スポーツ等をととして、市民の広域的交流、地域の活性化、市民文化の向上及び福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	北門ふるさと交流館管理組合	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、伝統芸能の継承や地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数2428人 利用件数156件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		長谷交流館		
施設の所在地		岩国市美和町長谷1196番地		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		伝統芸能、スポーツ等をととして、市民の広域的交流、地域の活性化、市民文化の向上及び福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	長谷地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、地域の交流事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数675人 利用件数31件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		下畑交流館		
施設の所在地		岩国市美和町下畑2004番地2		
施設の設置条例		岩国市交流館条例		
施設の設置目的		伝統芸能、スポーツ等をととして、市民の広域的交流、地域の活性化、市民文化の向上及び福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	下畑地区ふるさとづくり推進協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①交流館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③交流館の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
交流館開館時から施設の維持管理を適正に行っている。また、交流館を核として、朝市等を開催し、地域の交流事業及び活性化事業に積極的に取り組んでいる。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数7132人 利用件数194

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 錦総合支所 農林建設課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		須万地高齢者等活動促進施設		
施設の所在地		岩国市錦町広瀬669番地		
施設の設置条例		岩国市須万地高齢者等活動促進施設条例		
施設の設置目的		高齢者等の生産創作活動、研修、集会、伝統文化伝承等の自主的活動の助長に寄与する。		
指定管理者	名称	須万地自治会	公募、非公募の別	非公募
	所在地	岩国市錦町広瀬669番地	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		(1)促進施設の施設及び附属設備器具の利用許可に関する業務 (2)施設等の維持管理及び修繕に関する業務 (3)前各号に掲げるもののほか、促進施設の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数 335人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課：文化財課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国行波の神舞伝承館		
施設の所在地		岩国市行波291番地1		
施設の設置条例		岩国行波の神舞伝承館条例		
施設の設置目的		国指定重要無形民俗文化財岩国行波の神舞をはじめとする民俗芸能の保存及び伝承活動を促進することにより、文化的な交流活動の用に供する。		
指定管理者	名称	行波自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		① 伝承館の利用許可に関する業務 ② 実費並びに使用料の収納に関する業務 ③ 伝承館の維持管理に関する業務		
指定の期間		令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定、仕様書、事業計画に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数 580人、利用件数 29件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 教育委員会錦支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市沼田ふれあい神楽交流館		
施設の所在地		岩国市錦町須川1447番地		
施設の設置条例		岩国市沼田ふれあい神楽交流館条例		
施設の設置目的		神楽をはじめとする民俗芸能の保存及び伝承活動を促進することにより、文化的な交流活動の用に供する。		
指定管理者	名称	上沼田神楽保存会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		(1)交流館の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 (2)施設等の維持管理及び軽微な修繕に関する業務 (3)管理物件の清掃及び警備に関する業務 (4)交流館の設置目的を達するために必要な業務		
指定の期間		令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
年間利用件数 延べ74件、年間利用者数 延べ830人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		由宇南沖研修センター		
施設の所在地		岩国市由宇町南沖二丁目1番38号		
施設の設置条例		岩国市勤労者研修センター条例		
施設の設置目的		勤労者及び地域住民の研修、集会及び交流の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	南沖自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 ③施設等の維持管理に関する業務 ④前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、事業計画に基づき、適切に業務を実施している。 自治会集会などで施設の利用のPRを行っており、広報活動に尽力している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数 219件 利用者数 2203人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		由宇南研修センター		
施設の所在地		岩国市由宇町南三丁目1番27号		
施設の設置条例		岩国市勤労者研修センター条例		
施設の設置目的		勤労者及び地域住民の研修、集会及び交流の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	由宇みなみ施設管理協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務 ③施設等の維持管理に関する業務 ④前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、事業計画に基づき、適切に業務を実施している。 自治会集会などで施設の利用のPRを行っており、広報活動に尽力している。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数 72件 利用者数 955人